法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

フランス財務報告制度の展開(1)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

```
(出版者 / Publisher)
法政大学経営学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経営志林 / The Hosei journal of business
(巻 / Volume)
33
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
55
(終了ページ / End Page)
68
(発行年 / Year)
1996-10-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003437
```

[論 文]

フランス財務報告制度の展開(1)

大 下 勇 二

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 1807年商法典-1867年会社法の期間
 - 1. 1807年商法典の会社会計規制
 - 2. 会社財務報告の実践
- Ⅲ. 1867年会社法-1935・37年デクレの期間
 - 1.1867年会社法の会社会計規制 (以上本号)
 - 2. 違法配当訴訟と利益計算ルールの形成
 - 3. 会社財務報告の実践
 - 4. 1907年財政法の財務報告規制
- Ⅳ. 1935·37年デクレー1966年商事会社法の期間 V. むすび

I. はじめに

フランス会計制度を会社財務報告の側面から発 展史的に考察するのが本稿の目的である。

EU の発展は加盟諸国の会計システムの調和を促進してきた。フランス会計制度も EU 域内の調和作業に大きな影響を受け、1980年代に英国流の「真実かつ公正な概観(true and fair view)」の会計思考を導入した。「誠実な概観(image fidèle)」の概念がこれである。

「誠実な概観」の会計思考は、従来のフランス会計制度には見られなかった概念である。筆者は、当該概念の定着化の背景に、1968年以降の「フランス証券取引委員会(COB)」の上場会社の財務情報に関する政策が重要な役割を果たしていると考えている。この観点から筆者は本誌で、証券取引委員会の政策に関する一連の論文を公表してきた。

証券取引委員会の政策は、財務情報の株主・投 資者に対する「有用性」を強調したものであるが、 当該政策が1950年代までのフランス会計制度にお ける財務報告の規制あるいは実践とどのようなつ ながりを有したのか不明である。

わが国のフランス会計研究は、従来から簿記史 的な視点あるいはプラン・コンタブルの研究を基 礎とした社会・経済的視点からのものが中心であ り、残念ながらこのような視点からの研究はわが 国においては見られない。

そこで本稿では、初めて会社に関する規定を設けた1807年ナポレオン商法典から1966年商事会社法までの期間について、以上の観点から会社財務報告の法的規制、判例および実践を考察し、フランス会社財務報告制度における証券取引委員会の政策の意味を明らかにしたい。

Ⅱ. 1807年商法典―1867年会社法の期間

1. 1807年商法典の会社会計規制

(1)1807年商法典の会社規制

1807年商法典の第19条は、「合名会社(société en nom collectif)」、「合資会社(société en commandite)」 および「株式会社(société anonyme)」 の3つの会社形態を規定した。 同商法典は株式会社に関する世界最初の一般的立法といわれている。

また、1807年商法典が1673年商事勅令と1681年 海事勅令を基礎にそれまでの実践を集大成したも ので、オリジナリティを欠いたことも一般に指摘 されている(*)。上記の会社形態はそれまですでに 実在した事業形態を法律上引き継いだものであっ た。すなわち、合名会社は"société général"、 合資会社は"société de command"、株式会社 は"grandes compagnies"である。"grandes compagnies"と呼ばれた事業形態は、国王の特 許状による設立、持分の発行、王からの特権付与 と保護、国による会社活動の監督などの特徴が見られた⁽²⁾。東印度会社(Compagnies des Indes Orientales, 1664-1793)が代表的なものである。

合名会社は無限責任社員、合資会社は無限責任 社員と有限責任社員("commanditaire"と呼ばれる)により構成され、いずれの形態も中小規模 の事業に適した会社形態と立法者により考えられた。これに対して、株式会社は、株式の発行により一般大衆から大量の資本を調達できることから 大規模事業に適していると考えられた。

株式会社において、株主の責任は払込資本金額に限定される「株主有限責任」(同法典第33条)であり、株式は自由に譲渡可能であった(第36条)。会社は代理人(mandataires)により管理され(第31条)、その理事者(administrateurs)は委任事務(mandat)の遂行についてだけ責任があり会社の債務(engagements)について個人的に責任を負わない(第32条)。株式会社の設立は自由でなく「政府の許可(autorisation du Gouvernement)」が必要であった(第37条)。株主総会や監査役の規定はない。

株式会社形態は、当時、運河・道路などの大規模土木事業に必要な多量の資金を広く調達する手段として活用されることが予想された。そこで、1807年商法典の立法者は、株式会社制度が悪用されることを恐れ、株式会社の設立を許可制にしたのであった。

株式会社設立の許可権は参事院(Conseil d'Etat)が有した。F. キャロンによれば、事業の知識に乏しい法律専門家から構成された参事院は、自ら貯蓄者の保護者を自認して容易に設立許可を与えなかった。申請書類の提出時には、資本金がすべて払い込まれていることが必要とされた。さらに、政府は許可にあたって、会社の組織、積立金あるいは配当に関して条件を課し、必要な定款規定の挿入またはその変更を命ずることができた。許可書には、欠損が資本金額の一定額以上になる場合の会社解散、その危険を防止することを目的に利益の一定額の積立義務、資本に欠損が生じた場合にはそれを填補するまでの利益配当の禁止の要求、定款違反の場合の許可の撤回などの条件が盛り込まれた(3)。

このように株式会社の設立に対して煩雑で時間

のかかる手続と厳格な審査が課せられ、許可がなければ株式会社を設立することができなかった。また、設立後も許可書の条件に反する場合には許可が取り消される可能性があったのである。この認可制は株式会社の設立を著しく妨げたことが一般に指摘されている(4)。

1830年代にはいって鉄道の建設がブームとなり、鉱山・製鉄所での機械化が進展すると、大量の資本が必要とされるようになった。第1表は1815年以降の資本形成の状況を示したものである。これによると、1830年以降、鉄道・道路の建設が急速に拡大したのがわかる。また、1830・40年代の活発な鉄道建設の影響を受けて、鉄道株が急速に一般の人々の間に普及したことが指摘されている(5)。

1867年会社法施行までの旧制度の下で, 8社の 鉄道株式会社が設立された。Paris à Orléans 鉄 道会社 (1838年設立, 資本金3億フラン), Nord 鉄 道会社 (1845年設立, 資本金2.1億フラン), L' Est 鉄道会社 (1845年設立, 資本金2.92億フラン), Midi et du Canal Latéral à la Garonne 鉄道会社 (1852年設立, 資本金1.25億フラン), L' Ouest 鉄道 会社 (1855年設立, 資本金1.5億フラン), Paris à Lyon et à la Méditerranée 鉄道会社 (1857年設立, 資本金4億フラン), Lyon à la Méditerranée 鉄道 会社 (1860年設立, 資本金2百万フラン), Médoc 鉄道会社 (1864年設立, 資本金1千万フラン) がこ れである⁽⁶⁾。

フランス銀行の資本金(1883年時点)が 1 億 8,250万フランであったことを考慮すれば、1830-60年に設立された鉄道株式会社の資本の規模がい かに巨大であったかが明らかである。

1830年代以降の鉄道・道路建設の拡大により鉱山・製鉄など関連産業が発展する。株式会社の設立がパリ警視総監ないし県知事の調査および参事院の審査による許可制であることから、株式制の合資会社である「株式合資会社(société en commandite par action)」形態がこの資本を調達する手段として多用された。株式会社と異なり株式合資会社の規制は緩く、その設立は自由であった(1)。

1826-37年に設立された株式合資会社の数は 1,039社であったのに対して、株式会社の設立許 可数は157社にすぎなかった⁽⁸⁾。1840・50年代に

	第一表 1010年以降のプランスにおける資本形成								
	輸送部門における恒常価格でみた総投资(100万フラン)					1908-1912年平均を100と した場合の指数			
年 度	運河,	港湾	道	路	鉄	道	道 路 湾 運	鉄道	工 業施 設
1815-19	7,5	(11.4)	58,1	(88.8)			25.4		
1820-24	15,6	(20.0)	60,6	(80.0)			30.3		12.4
1825-29	29,1	(29.3)	70,7	(70.7)			40.0		14.1
1830-34	32,9	(26.2)	89,3	(71.3)	2,9	(2.5)	53.0		13.0
1835-39	38,5	(20.4)	131,2	(69.6)	18,8	(10.0)	70.1		18.5
1840-44	62,8	(23.0)	162,4	(59.5)	47,5	(17.5)	91.5		18.5
1845-49	55,9	(14.1)	176,6	(44.6)	163,0	(41.3)	98.1	22.1	19.3
1850-54	33,0	(8.6)	166,6	(43.7)	180,8	(47.7)	81.7	27.9	21.6
1855-59	35,1	(5.5)	187,0	(29.8)	406,4	(64.7)	79.1	58.6	26.1
1860-64	50,7	(7.5)	212,8	(32.5)	396,7	(60.0)	96.4	60.0	29.2
1865-69	52,2	(8.8)	228,0	(38.2)	317,8	(53.0)	103.5	49.6	32.0
1870-74	41,7	(7.6)	210,6	(38.7)	290,9	(53.7)	88.0	41.2	34.1
1875-79	63,8	(9.3)	236,0	(34.6)	380,8	(56.1)	110.0	59.1	43.0
1880-84	124,2	(13.0)	247,6	(26.0)	578,1	(61.0)	130.6	85.7	50.1
1885-89	77,6	(10.4)	240,3	(32.5)	423,2	(57.1)	119.7	66.1	44.9
1890-94	59,0	(8.4)	232,8	(34.3)	401,1	(57.3)	105.6	61.6	58.2
1895-99	50,1	(7.6)	231,0	(35.1)	375,7	(57.3)	100.0	55.3	68.2
1900-04	60,3	(7.3)	231,4	(28.2)	531,9	(64.5)	98.9	75.7	77.3
1905-09	59,9	(6.9)	236,9	(27.7)	562,0	(65.4)	97.1	76.0	84.3
1910-13	88,9	(7.4)	249,0	(20.6)	867,0	(72.0)	100.6	112.2	110.7

第1表 1815年以降のフランスにおける資本形成

注)()内は全輸送手段によるパーセンテージ。

出所: Caron, F., Histoire Economique de la France XIX-XX siecles, 1981. 原輝史監訳 「フランス現代経済史」早稲田大学出版部 1983年 p. 90。

は株式合資会社の設立が爆発的に増加した。

株式合資会社形態による会社設立は不正事件を発生させた。広く一般公衆から不正に資金を集めるために、規制の緩い株式合資会社の形態が悪用されたのである。無限責任社員が存在してもその個人的な負担能力には限度がある。他方、不正行為を企図する社員は無能な無限責任社員を立て、自らは有限責任社員となってその責任を回避できたのである。

それでは、会社会計面での規制はいかなる状況 であったのか。以下この点について考察してみ よう。

(2)1807年商法典の会社会計規制

① 商人の記帳義務と商業帳簿の法的証拠力 1807年商法典は1673年商事勅令の記帳義務を引 き続き規定した。すべての商人は、價権・價務, 商取引,手形の受払および一切の受払を記載した日記帳(livre journal)を備えなければならない(第8条)。また,商人は,毎年,動産・不動産および債権・債務の財産目録(inventaire)を作成する(第9条)。これにより,すべての商人は法の求める形式で日記帳および財産目録を作成する義務が課せられた。

この財産目録は決算財産目録である。決算財産 目録の目的は、商人の財産の状況表示と成果の算 定という二つの目的を有する。

さらに、「裁判官は、正規に調製された商業帳簿を商人間における取引事実の証拠をなすものとしてこれを採用することができる」(第12条)と規定され、商人の帳簿が裁判上の証拠となりうることを認めた。この規定は非常に重要で、フランス法上、商人の帳簿が法律上の証拠となることを初めて認めたものである⁽⁹⁾。

② 商人の破産宣告と貸借対照表の作成義務

商法典の第439条(単純破産)は、「破産の宣告は貸借対照表を寄託し、あるいは破産者がそれを寄託できない理由を含まなければならない。貸借対照表(bilan)は債務者のすべての動産・不動産の列挙と評価額、債権・債務の状況(état des dette actives et passives)、損益の表(tableau des profits et pertes),費用の表(tableau des dépenses)を内容とする。それは真実のものであることが証明され、債務者により署名されねばならない」と規定し、初めて貸借対照表と損益の表に言及した。

しかし、A. ミコルが指摘するように、この貸借対照表は決算貸借対照表ではなく、棚卸により特別に作成された清算貸借対照表であったと考えられている⁽¹⁰⁾。

③ 会社会計規制

1807年商法典は以上の商人の商業帳簿に関する 規定を有するが、これ以外に会社の会計規制に関 する規定はない。会社の会計は実践・慣行にゆだ ねられていた。19世紀の中頃までは、会社会計に 関して法的規制がまったく見られない「自由の時 代」であったといえる。もちろん、株主・債権者 のための財務報告規制も存在しなかった。

すでに18世紀において、慣習法的に「株主有限 責任」制が成立していたことや、株主総会とそこ での議決方法(多数決原則)などが実践では当然 のことと考えられていたことが指摘されている⁽¹¹⁾。 会社会計の側面も、立法当時の実践・慣行が前提 とされ、商業帳簿に関する規定以外に、特に法的 に会社会計を規制する必要性がなかったと考えら れる。

1807年当時、大量の資本を用いた事業が少なく、しかも大量の資本調達に適した株式会社の設立・存続には国の許可が必要であったからである。M. ベルヌルイも指摘するように、1807年商法典の立法当時、会社の幹部に対して会計に関する義務を強制する必要性が立法者により認識されていなかったのである(12)。

1807年商法典の規制は会社幹部の不正行為に対して無力であった。商法典の第1巻商業帳簿の規定には貸借対照表の作成や成果の計算に関する規

定はない。第9条の財産目録は成果算定を目的と する決算財産目録と見られるが、その計算に関す る規定は存在しない。同法典の会社に関する規定 にも会計に関する規定はない。

他方,不正行為を抑制するための罰則規定は不十分である。商業文書の不正に関する刑法第147条は適用できなかった。裁判所が貸借対照表の不正を商業文書の不正行為と見なすことを拒否したからである。また,詐欺罪に関する刑法第405条は,貸借対照表の不正から生ずるあらゆる不正行為を抑制するには不十分であった(12)。

株式合資会社の設立ブームにともない、財務事件の多発は、貯蓄者や金融機関に対して会社の活動に関する正確な情報を提供し幹部の不正配当行為を防止して、株主・債権者の利益を保護することを緊急の課題としたのである。

2. 会社財務報告の実践

商人の商業帳簿に関する規定を除けば,1807年 商法典には会社会計の規定がないことはすでに見 たとおりである。従って,1807年商法典下の株式 会社・株式合資会社では,株主に対する財務報告 は法律上の義務でなかった。

しかし、株主総会の運営と同様に、実践では株主総会に報告書が提出され、監査報告書のある会社も見られた。以下で、1807年商法典下の財務報告の実践を考察してみよう。ここでは、「サン・ゴバン社(Manufactures des Glaces & Produis chimiques de Saint-Gobain, Chauny et Cirey)」と「ブランズィ石炭鉱山会社(Compagnie Mines de Houille de Blanzy)」の二社の年次報告書の事例を取り上げる(い)。

(1) サン・ゴバン社の1837年の年次報告書

1837年のサン・ゴバン社の年次報告書は手書のものである。報告書の名称は「1837年度理事経営報告書(Compte de Gestion de L'administration pour L'année 1837)」であり、当該報告書は「理事会報告書(Rapport du Conseil d'Administration)」により構成されていた。

サン・ゴバン社は、18世紀設立の「サン・ゴバン王立ガラス製造所 (Manufactures royale de

glaces de Saint-Gobain)」と「サン・キラン、スイレイ、モンテルメガラス製造所(Manufactures de glaces et de verres de Saint-Quirin、Cirey et Monthermé)」の二つのガラス製造所が1858年に合併してできた会社で、旧制度に基づく株式会社である。その後、1872年2月には「ペレ兄弟・オリビエ社」を合併している。従って、ここで取り上げる1837年の手書きの株主総会報告書はサン・ゴバン王立ガラス製造所のものと見られる。

経営報告書は手書きのため読解不能なところが 多く、理事会報告書の前半部分のみ以下に示す。

1837年度サン・ゴバン理事経営報告母

皆様

理事会は、例年どおり本日株主総会において、1837 年度の皆様の会社の経営(gestion)を報告致します。

理事会は、皆様の利益を増大させ、支出をできる限り節約するためにできる限りのことをなした結果を自信をもって皆様に提示致します。

財務的状況 (Situation Financière) 1836年12月31日時点の会社資産: 13,986,752.75フラン 1837年12月31日時点の会社資産: 15,557,459.76 資産の増加 : 1,570,743.01

このように満足できる状況の報告は、皆様の製造方法が徐々にそれを改善しつづけたことを証明しております。

毎年, 財産目録の成果 (résultat d'inventaire) に 基づいて, 積立金額 (fond de réserve) を決めなけれ ばならない臨時理事会は, それが6,802,299.76フランに 達することを決定致しました。

この処分は実現した利益(bénéfice réalisé)の残りを使う権限を理事会に留保し、理事会は、691,200フランの金額を1株につき600フランの臨時分配(répartition extraordinaire)として皆様に配当することを決定致しました。来る5月10日から支払われるでありましょう。

現在,理事は,臨時理事会の承認をえて昨年300へクタール以上の土地と森の所有権を取得したことを皆様にお知らせしなければなりません。 (以下省略)

以上の経営報告書では、まず、事業活動の結果の報告が行われている。そこでは、1836年度末の純資産と1837年度末の純資産が比較され、純資産が1,570,743.01フラン増加したことが報告された。両年度末の純資産は財産目録から計算されたことが示されている。財産目録を基礎とした利益計算

である。

純資産の増加分は、まず、一部を積立金に積み立て、残りを株主に1株につき600フランを配当することが報告されている。利益配当の一部制限の実施である。

配当の報告に続いて,事業活動の内容について の報告がなされている。この内容は読解不能な部 分が多いため途中までしか紹介できないが,事業 の経過についての詳細な報告は見られない。

また、サン・ゴバン社の総会報告書には監査役 の報告が見られない。当時、監査役が存在してい たかどうかは不明である。

このように、サン・ゴバン社の1837年度経営報告書は理事会報告書により構成され、1807年商法典に会社財務報告規定がなくとも、株主に対して活動の結果と利益の処分(積立金繰入と配当)および事業の経過を報告している。

さらに、積立金の設定義務がなくても、配当に 先立って利益の一部が積立金に繰り入れられて いる。

純資産の増加分としての純利益は財産目録を基礎に算出されているが、その財産目録の作成方法は1807年商法典に規定がなく、実践・慣行に基づいていたと見られる。

しかし、1837年当時のサン・ゴバン社では、会社幹部の経営報告が実施されていても報告内容を 検証する仕組みは見られなかった。

(2) ブランズィ石炭鉱山会社の1852-78年度の 年次報告掛

1852-78年度のブランズィ石炭鉱山会社の年次報告書は印刷されたものである。報告書は、株主に対する「会社幹部報告書(Rapport des Gérants)」と「監査役委員会報告書(Rapport de la Commission de surveillance)」(のちに「監査役会報告書」)により構成されている。

ブランズィ社は1838年7月12日に設立された株式合資会社である。当初の資本金は4,600,000フラン(1,000フラン×4,600株)で、Blanzyの利権だけを保有していた。1841-51年に、新たに6つの利権を獲得し、1848年には資本金が5,000,000フランに達した。1853年には12,000,000(500フラン×25,000株)に大きく増加している。この直後さ

達した。このように、株主総会報告書の実在する

らに増資が行われ、資本金は15,000,000フランに 1850年代前半は同社が資本金を急速に拡大した時 期にあたる。

第2表 ブランズィ石炭鉱山会社の1852年度~1878年度の年次報告街

年 度	総会開催日	会社幹部報告費	監査役会報告費	総頁数
1852年 (7/31 終了)	1853年 2月19日	-10頁 -項目: 「1851年-1852年の年度の報告」, 「販売の状況」, 「生産の状況」, 「利益処分」	- 5 頁(1955年度までは「監査役委員会」 の名称) - 会社幹部報告の財務数値の正確性の検 証・報告	15頁
1853	1854 1 ⁄25	-9頁 -項目:同 上	-6頁 同上	15頁
1854	1855 1 ⁄ 25	- 8 頁 - 項目: 「採掘と費用」, 「販売と収益」, 「損益勘定」, 「販売・生産の状況」, 「利益処分」	- 3 頁 同 上	11頁
1855	1856 1 / 31	-8頁 -項目:「当期の報告」,「採掘と費用」, 「販売と収益」,「販売・生産の状況」,「利益処分」	-2頁 同上	9頁
1856	1857 1 ⁄24	-6頁 -項目:「採掘と費用」,「販売と収益」, 「利益処分」	-2頁 同上	8頁
1857	1858 1 ⁄14	- 7 頁 - 項目: 「採掘と費用」,「販売と収益」	-5頁 同 上	11頁
1858	1859 1 /15	-10頁 -項目:同 上	-4頁 同上	14頁
1859	1860 1 / 14	-11頁 -項目: 「採掘と費用」, 「販売と収益」, 「販売・生産の状況」	-3頁 同 上	14頁
1860	1861 1 /14	-12頁 -項目:「採掘と費用」,「販売と収益」	-5頁 同 上	17頁
1861	1862 1 / 14	-11頁 -項目: 「採掘と販売」,「物品勘定」, 「金銭勘定」,「損益」	-3頁 同 上	14頁
1862	1863 1 / 14	-10頁 -項目なし	-6頁 同 上	16頁
1863	1864 1 / 14	-12頁 -項目: 同 上	-5頁 同 上	17頁
1864	1865 1 / 14	-8頁 -項目:同 上	-7頁 同 上	15頁
1865	1866 1 / 15	-10頁 -項目: 同 上	-3頁 同上	13頁
1866	1867 1 / 12	-12頁 -項目:「費用」,「収益」	-3頁 同上	15頁
1867	1868 1 / 11	-11頁 -項目: 同 上	-2頁 同上	13頁
1868	1869 1 / 21	-11頁 -項目: 同 上	- 2 頁 同 上	13頁

年 度	総会開催日	会 社 幹 部 報 告 書	監査役会報告費	総頁数
1869	1870 1 / 22	-12頁 -項目: 同 上	-6頁 同 上	18頁
1870	1871 1 / 24	-11頁 -項目: 同 上	-4頁 同 上	15頁
1871	1872 1 / 22	-10頁 -項目:「収益」,「費用」,「附属作業場」, 「鉱山」	-15頁 同 上	24頁
1877	1878 1 /12	-20頁 -項目:「第Ⅰ章;採掘と販売」,「第Ⅱ章; 1-収益, 2 -費用」,「第Ⅲ章; 鉱山,将来の探索,精錬の全体 の概観」,「第Ⅳ章;価値の増加」, 「第Ⅴ章;利益処分」	一 4 頁 同 上	24頁
1878	1878 1 ⁄12	-21頁 -項目:「第Ⅰ章;採掘と販売」,「第Ⅱ章; 1−収益, 2−費用」,「第Ⅲ章; 鉱山,将来の探索,精錬の全体 の概観」,「第Ⅳ章;価値の増加」, 「第V章;一般的考察」,「第Ⅵ章; 利益処分」	-6頁 同 上	26頁

第2表は同社の1852-71年度,1877-78年度の22年間の株主総会報告書の構成を分析したものである。会社幹部報告書と監査役報告書の二部構成は22年間変わっていない。但し、同社の監査役報告書は1855年度までは「監査役委員会報告書(Rapport de la commission de surveillance)」,1856年度からは「監査役会報告書(Rapport du conseil de surveillance)」と呼ばれた。このうち、1867年会社法施行までの旧制度下の同社の財務報告実践をここでは取り上げる。

会社幹部報告書の構成は1861年度までほぼ毎年のように変わったが、その内容は1871年までの22年間実質的に変化していない。すなわち、ほぼ10ページ前後にわたって「採掘とそれに要した費用」、「販売とそれから得られた収益」、「販売と生産の全体的状況」の点から各事業年度の活動が報告され、活動の結果生じた純資産の増加としての「利益とその処分案」が報告されている。株主に対する「事業活動の状況とその結果の報告」が実践されている。

年次報告書全体のほぼ7割はこの会社幹部報告 書に割かれ、残りの3割が監査役会報告書に充て られている。監査役会の報告は全体として会社幹 部報告書の財務数値の正確性に重点がおかれ、決 算書自体の表示はない。

1854年度の会社幹部報告書には、「採掘と費用 (Extration et Dépenses)」、「販売と収益 (Ventes et Produits)」 および 「損益勘定 (Compte de Profits et Pertes)」の項目が各々1ページ前後にわたって報告されており、事業活動の利益は、前出のサン・ゴバン社と異なり、複式簿記の帳簿組織を前提とする損益勘定から算出されていたものと見られる。

以上のブランズィ社の場合,少なくとも1850年代前半にはすでに印刷物による会社幹部の経営報告が行われ、さらに、幹部の報告を監督し報告内容の正確性を担保する試みが実施されている。しかし、「監査役委員会」は法的な権限と責任に基づくものでないため、その監督の有効性を保証する仕組みにはなっていなかった。

1807年商法典の会社会計規制と同法典下の会社 財務報告の実践を見てきた。鉄道・道路建設の発 展,鉱山開発・製鉄所の機械化の進展は、1830・ 40年代に1807年商法典の立法者の予想しなかった 株式合資会社設立ブームを生み出した。しかし、 1807年商法典の不十分な会社規制は数々の不正事 件を惹起した。

会社の中には、前出のサン・ゴバン社やブランズィ社のように、株主に対する事業報告や監査報告を実践していた会社も見られたが、法的裏づけのあるものではなく、会社幹部が不正な報告を行っても法的な罰則がないため処罰されない。

また、監督機関の設置も法的な権限・責任に基づいたものではなく、幹部の経営報告の正確性を 担保する役割を果たしえない。

他方,1807年商法典は会社活動の成果算定のための規定をもっていないが,実践では,株主総会で株主への配当額提案の前提となる活動成果の報告がなされている。その算定方法は実践・慣行に基づいていた。

産業資本の需要増大に応えるためには株式会社の正常な発展が必要であるが、そのためには株式会社の設立を自由化する一方、貯蓄者を会社幹部の不正からまもることを目的とする会社規制の強化と会社会計規制の必要性が社会的に認識されたのである。このような社会・経済的背景の下に、株式合資会社に関する1856年7月17日法律、有限会社に関する1863年5月23日法律、会社に関する1867年7月24日法律(1867年旧会社法)の一連の会社規制が実施されたと見られる。

Ⅲ. 1867年会社法―1935・37年デクレの 期間

1. 1867年会社法の会社会計規制

1807年商法典の会社規制および会社会計規制の問題点については前章で考察した。1867年の会社法は株式会社設立の許可制を廃止して準則主義へ移行し、設立を自由にする代わりに、会社規制の強化と会社会計規制を盛り込んだ。これにより、会社財務報告や報告内容を監督する監査役の設置も法的に義務づけられた。

1867年会社法に先立って、株式合資会社に対する規制が1856年法律により加えられ、また、中小規模の事業向けの株式会社形態として新たに資本金2,000万フランを上限とした「有限責任会社(sociétés à responsabilité limitée)」が1863年法律により規定されていた。これら二つの法律は、

1867年会社法に吸収・廃止されるが、会社会計規制の歴史を考察する上で重要な特徴を有すると見られるので個別に取り上げたい。

(1)株式合資会社に関する1856年7月17日法律 の会計規制

1856年7月17日法律は、それまで自由であった株式合資会社の設立と活動に法的な規制を加えた。

これにより、各株式の最低額は500フランまたは100フランであること、会社資本金の全体の引き受けと各株式金額の4分の1以上の払込みがあること(以上第1条)、株式は全額の払込みまで記名式であること(第2条)、株式は5分の2の払込後でなければ売買できないこと(第3条)、現物出資あるいは特別利益は検査を要すること(第4条)、株主総会により選任される監査役会の監督を受けること(第5条、第8条-第10条)、不正配当に対して刑法の詐欺罪を適用すること(第13条)、などが規定された。

1856年法律は株式合資会社の設立を準則主義に移行させるものである。また、会社会計規制の面では、監査役会(conseil de surveillance)の設置、不正配当の処間など重要な規定が見られ、業務執行社員の監督とその不正配当行為からの会社債権者の保護措置がとられた。以下、この二点について考察する。

① 監査役会による監督

監査役会は株主総会により株主から選任された 5名以上でもって組織され、構成員は少なくとも 5年ごとに再選される(第5条)。

監査役会構成員の任務は、「帳簿、金庫、有価証券および会社財産を検証する(Les membres du conseil de surveillance vérifient les livres, la caisse, le portefeille et les valeurs de la société)」ことにある(第8条①)。

また、監査役会構成員は「毎年、財産目録と業務執行社員によりなされる配当の提案について株主総会に報告する(Ils font, chaque année, un rapports à l'assemblé générale, sur les inventaires et les propositions de distribution de dividendes faites par le gérant)」(第8条②)。これら規定により監査役会構成員のなすべき任務が明確にさ

れた。

さらに、監査役会構成員の責任については、次 の場合に業務執行社員と連帯して責任を負う(第 10条):

- a. 「会社ないし第三者に有害で重大な不正確性を財産目録において故意に冒させる場合 (Lorsque sciement, il a laissé commettre dans les inventaires des inexactitudes graves, préjudiciables à la société ou aux tiers)」
- b. 「真実かつ正規な財産目録により正当化されない配当の分配に事情を承知の上で同意する場合 (Lorsqu' il a. en connaissance de cause, consenti à la distribution de dividendes non justifiés par des inventaires sincères et réguliers)

これら規定により監査役構成員はいかなる場合にどのような責任を負うかが明確にされた。1856年法律には「監査役会構成員(les membres du conseil de surveillance)」という名称は出てくるが、「監査役(commissaires)」の名称は見られない。この名称が用いられるのは有限責任会社に関する1863年法律からであるが、実質的には1856年法律から「監査役」の規定が見いだされる。

前章で取り上げたブランズィ石炭鉱山会社のように,実践では監査役会を設置した会社も見られたが,フランス法上初めて監査役会を設置することで,業務執行社員の不正行為から株主を保護する法的措置がとられた点に意味がある。

② 業務執行社員の不正配当からの会社債権者の保護

第13条第3項によれば、「財産目録なくあるいは虚偽の財産目録により、会社に実際に獲得されていない配当の分配を株主に行った業務執行社員 (Les gérants qui en l'absence d'inventaires ou au moyen d'inventaires frauduleux, ont opéré les actionnaires la réparition de dividendes non réellement acquis à la société)」には刑法第405条の罰則が課せられる。また、刑法第463条の適用も妨げない。

この規定は,業務執行社員が財産目録を作成しないであるいは虚偽の財産目録に基づいて配当を 行った場合,幹部の行為は刑事犯罪をなすことを 明確にするものである。

また、財産目録を配当可能利益算定の手段とし、 その配当の性質として「実際に獲得された配当」 であることを規定した。

③ 会社会計規制における1856年法の意義

1856年法律の規定には会計上重要な意味を有するものがいくつか見られる。業務執行社員の不正行為から株主と價権者を保護する措置が盛り込まれたことである。まず、株主保護を目的として監査役会が設置された。

監査役会構成員の任務は、具体的に「帳簿、金庫、有価証券および会社財産の検証」「毎年、財産目録と業務執行社員によりなされる配当の提案についての株主総会報告」と定められ、監査役会構成員は監査にあたって帳簿、金庫などを検証し、株主総会で財産目録と配当案について報告しなければならない。

しかし、1856年法は、監査役会構成員の責任として規定された「財産目録に重大な不正確性のないこと」、「真実かつ正規な財産目録に基づく配当」である点が報告の焦点となるべく規定しなかった。このため、監査役の責任に関する規定にもかかわらず、1856年法以降、「財産目録の正確性とは」、「真実かつ正規な財産目録とは何か」といった観点から、会計的な問題の展開が見られない。監査役が計算書類の「正規性(régularité)」、「正確性(certitude)」、「真実性(sincérité)」に言及する義務は1935・37年デクレを待たねばならなかった。

さらに、虚偽の財産目録による不正配当への刑事罰の適用は会計上重要な意味を有する。すなわち、不正配当行為が刑事犯罪を構成することを初めて宣言したからである。この規定により、どのような計算ルールに基づけば「虚偽の財産目録」とならないか、また、「会社に実際に獲得されていない配当(dividendes non réellement acquis à la société)」の規定から、「実際に獲得された配当」とその前提となる「実際の獲得利益(bénéfices réellement acquis)」とは何か、といった会計上の問題を提起する発端となった(15)。

しかし、虚偽の財産目録作成に対するこの違法 配当規制の抑止効果は十分ではない。それが配当 の実施を条件とした抑止だからである。そのため、

虚偽の財産目録が作成されても、それが配当の実施に結びつかなければ刑事犯罪とはならない。

以上のように、1856年法は監査役会を設け、これに会社幹部の監督の権限・責任を与えた。しかし、監査役の総会報告の焦点は明確でなく、また、監査役の責任は「重大な不正確」の規定に見られる曖昧性を含み、「真実かつ正規な財産目録により正当化されない配当の分配」の規定に見られるとおり配当の実施と連結した責任であった。このため、財産目録自体の正確性、真実性、正規性は報告の焦点として取り上げられず、会計上の議論にならなかった。

また、違法配当規制は、虚偽の財産目録の抑止 効果が期待されたが、この規制も配当の実施を前 提としたものであり、配当の実施の有無をとわず、 刑事犯罪の点から財産目録自体の虚偽性を問題と したものではない。なお、1856年法は幹部の株主 報告規制にふれていない。

(2)有限 受任会社に関する 1863年 5月23日 法律 の会計規制

1863年5月23日法律は、資本金2,000千万フラン以下の株式会社を政府の許可なく設立可能とし、この会社形態を「有限責任会社」と呼んだ(第1条③)。これにより、1867年会社法による準則主義への全面移行に先立って、資本金2千万フラン以下の中小規模の株式会社は準則主義に移行した。

1863年法には、会社会計規制の面で、1856年法と比較しても重要な特徴が見られる。有限責任会社は、無限責任社員の存在する株式合資会社と異なり、すべてが有限責任の株主である。そのため、会社設立の準則主義への移行は、会社規制の強化を必要とした。特に、会社会計規制の観点からは、株主報告規制を設けたこと、監査役の監督権限を強化したこと、さらに不正配当の規制に加えて積立金の設定強制による配当制限を実施したことが重要である。以下これらについて考察したい。

① 会社幹部の株主報告義務

会社の経営は株主の代理人 (mandataires) により運営される。会社運営の委任を受けた代理人は、定期的に会社活動の状況と結果に関して報告する義務が生ずる。この考えから、有限責任会社

では、理事会に対して一定の書類の作成、監査役 による監督およびこれら書類の株主総会での報告 を義務づけている。

a. 理事会の計算售類の作成義務と総会提出 義務

まず、3ヶ月ごとの財産目録の要約的報告書の 作成(第17条①)と年次の財産目録(第17条③)、 年次の貸借対照表と損益計算書の作成(第15条) が義務づけられた。

四半期財産目録と年次の財産目録,貸借対照表および損益計算費は監査役の監査を受け,このうち年次財産目録は株主総会に提出され(第17条④),貸借対照表と損益計算費は監査役の報告の中で取り上げられる(第15条)。

b. 株主総会前の書類の開示

株主総会前の15日間,財産目録要約の貸借対照 表と監査役報告書を既知の各株主に直接送付する とともに商事裁判所書記課に提出する義務が課せ られた(第18条①)。さらに,すべての株主は本 社での財産目録と株主名簿の閲覧権を有する(第 18条②)。

c. 年度中の曹類の開示

株主の氏名・住所,保有株式数を記載する総会 出席簿が記録され,すべての申請者は本社での閲 覧権を認められた(第13条②,③)。

以上の報告規制により、株主総会の中だけでなく、株主総会の前および年度中いつでも株主は法定の情報を入手することができる。また、総会前の裁判所書記課への貸借対照表と監査役報告書の寄託により、会社債権者も会社の財産の状況を知ることができた。

② 監査役の監督とその権限強化

1863年法は1856年法の監査役規定を取り入れ, さらにその監督権限を拡大して「株主保護」を強 化している。監査役の役割を有する者が事実上か なり以前から存在したことは一般に指摘されてい るが,フランス法上,「監査役 (commissaires)」 という名称が初めて現われたのはこの1863年法か らである。

まず、年次株主総会は1人以上の監査役を選任する。監査役は株主総会で、「会社の状況、取締役の提出する貸借対照表、決算書 (situation de

la société, sur le bilan et sur les comptes présentés par les administrateurs)」について報告する義務がある (以上第15条①)。

また、総会で監査役の報告より先に貸借対照表 と損益計算書の承認決議を行った場合これを無効 とし、総会で監査役の任命がない場合この任命・ 交代を商事裁判所に求めることができる(第15条 ②、③)。さらに、監査役は必要と判断される場 合には、帳簿の検査、会社活動の再調査および総 会の召集を行うことができ(第16条)、年度中の 帳簿検査権と総会召集権を監査役に付与して監督 権限を強化した。

しかし、監査役の資格用件については何らの条件も課せられない。監査役の独立性、能力などに関する規定はない。会社に対する監査役の責任の範囲と効果は、委任の一般規則に従って決定する(第26条)。

1856年法で規定された「真実かつ正規の財産目録により正当化されない配当の分配に事情を知った上で同意する場合」の監査役の業務執行社員との連帯責任はなくなった。

A,ミコルは、監査役の職務に会計の能力は必ずしも必要とされず、株主、経営者の親類または会社の従業員から選任することができたことを指摘している(16)。フランスにおいて、会計士の国家資格ができたのは1927年(1927年5月22日デクレ)、職業簿記係の免許は1931年(1931年3月1日デクレ)からである。

③ 配当規制

1863年法は1856年法に導入された違法配当規制の規定をほぼそのまま取り入れている(第31条3°,第32条)。さらに、1863年法は会社に対して純利益(bénéfices nets)の少なくとも20分の1を、資本金の10分の1に達するまで績み立てることを義務づけた(第19条)。歴史上有名な利益の一部の積立義務による配当制限の規定である。1856年法導入の違法配当規制に加えてこの措置を導入することにより、債権者保護を強化している。

この規定により、会社は純利益の全額を株主・ 役員の間で分配することができず、その5%以上 をまず積立金に繰り入れ、残額が分配可能額とな る。もっとも、配当前に利益の一部の積立をすで に実践していた会社のあったことは前出サン・ゴ バン社の事例で明らかである。

④ 会社会計規制における1863年法の意義

1863年法の会計規制は,準則主義移行に伴い会社幹部の不正行為から株主と債権者の保護の強化を図ったことに特徴がある。株主保護の観点からは、財務報告の規制、監査役の監督の強化、債権者保護の観点からは、違法配当規制に加えて利益積立金の設定強制による配当制限がこれである。

報告書類の中心は、財産目録、貸借対照表、損益計算書および監査報告書が中心となる。しかし、これら書類の作成方法についてはなんらの規定もない。

監査役の報告は、1856年法が「財産目録と業務 執行社員によりなされる配当の提案」について報 告することを規定したのに対して、1863年法は 「会社の状況、理事の提出する貸借対照表、決算 費」となり変化が見られる。決算書(comptes) とは実践から判断して損益計算費を意味するもの と考える。

「会社の状況 (situation)」の解釈は議論を生み出した。すなわち、監査役の職務に、経営に関する意見を表明するなどの「経営評価」が含まれるか否か不明確だからである。この混乱は、1863年法に理事会による経営報告義務が規定されなかったことに原因がある。この点は1867年会社法も同様で、監査役の職務範囲の明瞭化は、理事会による事業経過の報告義務を規定し監査役監査を「会計監査」に限定した1935・37年デクレを待たなければならなかった。

監査役の報告の焦点も1856年法同様に明確でない。例えば、監査役は貸借対照表のどのような点について報告すればよいのか法規定上明示されていない。

また、1856年法と同様監査役の資格に関する条件はなく、独立性、会計の専門能力などの点で、会社幹部に対する監督の有効性に問題が残された。この点の改善は1935・37年デクレを待たなければならない。

利益の積立に関しては、法規定上「純利益」の 名称が出現するが、その算定方法に関する規定は ない。前出の1856年法以降、裁判上の議論が「刑

事罰対象の違法配当を構成する配当かどうか」,「算定利益の配当が違法配当を構成するか」などの形で展開されている。このため、利益計算のルールに関する議論は、「一年間の活動成果としての利益」の視点からではなく、「違法配当にならない利益」の視点から行われてきた(17)。

他方, 積立金設定の義務は,この意味での計算 ルールの議論に影響を及ぼした。すなわち,違法 配当をめぐる訴訟においては,配当が資本金と法 定積立金の合計部分の社外流出を引き起こしたか 否かの点から配当の違法性が論じられたからで ある。

なお、1863年法は1867年会社法により廃止される。ソシエテ・ジェネラル (Société Générale) とグレディ・リヨネ (Crédit Lyonnais) は1863 年法下の有限責任会社形態として設立されている。

(3)会社に関する1867年7月24日法律の会計 規制

全株式会社の設立準則主義化を実現したのは18 67年会社法である。1867年会社法は前出1856年法 と1863年法を吸収・廃止したが、準則主義移行に ともなう株式会社規制は両法の特徴を引き継いだ 部分が多い。特に、会社会計規制の面では、1856 年法の監査規定、違法配当規定、1863年法の情報 開示規定、監査規定、違法配当規定、配当制限規 定などを取り入れている。

① 会社幹部の株主報告義務

a. 理事会の計算書類の作成義務と総会提出 義務

これについては1863年法の有限責任会社の制度 を引き継いでいる(第34条)。さらに、1867年会 社法は、監査役監査を有効ならしめるために、理 事会による監査役への書類提出期限を明示し、株 主総会開催日の遅くとも40日前までに、財産目録、 貸借対照表および損益計算書を監査役に提出する ことが規定された(第34条④)。株主総会へは、 財産目録、貸借対照表、損益計算書および監査報 告書が提出される。

b. 株主総会前の書類の開示

1867年会社法は有限責任会社の総会前開示制度 を2つの点で変更している (第35条)。貸借対照 表と監査役報告書の既知の株主への直接送付を本 社での閲覧に変更した点と、貸借対照表と監査役 報告書の閲覧権に騰写権を加えた点がこれである。

同法案の議会での審議過程で、既知の株主への 直接送付制度の非有効性が明らかにされている。 同審議資料によれば、フランスでは無記名株式が 一般的で、氏名・住所の不明な株主が大部分であ ることから、株主に書類を直接送付することが実 際上不可能であった(18)。そこで、一般に株主数が 多数になる株式会社制度においては、1863年法の 直接送付制度を採用しないで本社での閲覧に代え、 さらに株主の保護に配慮して、有限責任会社制度 下で直接送付された貸借対照表と監査役報告書の 閲覧権と謄写権を認めたのである。

c. 年度中の書類の開示

1863年法と同じ措置が採用された(第28条)。

以上の1876年会社法の報告規制は基本的に1863 年法の制度をほぼそのまま引き継いだものとい える。

② 監査役の監督

1867年法は1863年法の監査役制度とほぼ同じ規定を取り入れた(第32条,第33条)。従って、貸借対照表、損益計算曹の何について報告するかが明確にされていない。

この点は、株式合資会社については明確に規定されている。1867年会社法の第10条(株式合資会社に関する規定)によれば、

「監査役会の構成員は帳簿,金庫,保有有価証券および会社財産を検証する (Les membres du conseil de surveillance vérifient les livres, la caisse, le portefeuille et les valeurs de la société)」 (第10条①)

「監査役会の構成員は、毎年、定時総会で報告し、その中で財産目録で認められる不正規性と不正確性を指摘し、必要ある場合には業務執行社員の提案する配当の分配に反対する理由を確認しなければならない(Ils font, chaque année, à l' assemblée générale, un rapport dans lequel ils doivent signaler les irrégularité et inexactitudes qu' ils out reconnues dans les inventaires, et constater, s' il y a lieu, les motifs qui s' opposent aux distributions des dividendes proposées par gér-

ant)」(第10条②)

最初の規定は1856年法第8条①の規定と同一の ものである。二番目の規定は1856年法第10条の規 定に類似するが、1867年法の規定は監査役が財産 目録の「正規性」と「正確性」を検証する義務を 明確にした点で異なる。

1867年法の第10条②の規定は財産目録のどの点を監査するのかを明確に規定したという意味で画期的であるが、残念ながら当該規定は株式合資会社に関する規定であり、株式会社には適用されない。また、株式会社に関してはこのような規定は見られず、依然として不明確なまま残されている。

監査実施期間は総会前の3ヶ月に限定されたことで、監査役は総会提出書類を総会の40日前までに受け取ることができた。理事会から書類を受け取って、監査役報告書を作成するまでに25日の最低期間が法定されたが、もしこの最低期間で監査することになれば有効な監査が実施できるかどうか疑問である。そこで、総会前3ヶ月間必要と認めれば会社の帳簿と活動を検査する権限が認められたものと見られる。監査役の資格要件は何ら規制も実施されず、重要な課題として残された。

③ 配当規制

利益の積立義務(第36条)は1863年法の規定を そのまま引き継いでいる。また、違法配当規制に ついても同様である。すなわち、

「取締役は、一般法の規則に従って、個人ない し連帯して、会社・策三者に対して、特に架空配 当に反対することなく配当しあるいは配当させる ことにより、本法の規定違反およびその経営にお いて冒した過失に責任を有する」(第44条)

「財産目録なくあるいは虚偽の財産目録により 不正に配当を行った取締役は、合資会社の幹部に 対して第15条3によりこの場合に表明されている 間則を課する | (第45条①)

この規定により、すべての株式会社において、 架空配当に関する取締役の責任が明示され、詐欺 罪を構成することが宣言された。架空配当事件の 訴訟が「財産目録の虚偽性」を中心に展開され、 その場合の「虚偽性」が財産目録自体の虚偽性で はなく、配当の実施を前提とした資本金と法定積 立金の不正分配の枠内で捉えられたことから、計 算書類の作成ルールに関する議論もこの枠内で展 開された。

④ 会社会計規制における1867年会社法の意義 以上見たように、1867年会社法の会計規制は 1856年法と1963年法の規定を引き継いだものが多 い。そこで、株式合資会社に関する1856年法、有 限責任会社に関する1863年法および1867年法によ る一連の会社会計規制の特徴をまとめ、1867年会 社法の会計規制における意義としたい。

一連の会社会計規制の特徴は、会社設立の準則 主義化にともなう財務報告規制、監督制度および 違法配当規制による株主・債権者保護の強化に ある。

財務報告規制では、会社幹部に総会報告書類の作成・報告の義務を課した。監督制度では、幹部の活動と総会報告を監督する仕組みとして監査役制度を設置した。しかし、監査役の「独立性」や「能力」に関する条件はなく、監査役が総会報告の中で何に焦点をあてて報告するのかも不明確であった。このため、監査役による監督の実効性には問題があった。実際、理事が虚偽の財産目録を作成することにおいて、監査役に阻止されることはほとんどなかったことが指摘されている(19)。

そこで、監査役の設置と同時に、財産目録なくまたは虚偽の財産目録に基づく架空配当を刑事犯罪とする「違法配当規制」を実施した。この違法配当規制により、「違法配当にならない配当とは」、「違法配当にならない利益とは」、「違法配当にならない財産目録とは」、「違法配当にならない財産評価とは」などの形で計算の問題が展開された。

しかし、ここで注意を要するのは、一連の会社会計規制の違法配当規制は実際に配当を実施しなければ犯罪にならない点である。すなわち、虚偽の財産目録を作成しても、配当を実施しなければ刑事犯罪にならないのである。しかも、判例における財産目録の虚偽性の判断は、純利益を超えた資本金と法定積立金の不正分配の観点から捉えられた。

このため、活動成果としての利益の計算や財務報告の正確性は違法配当規制により担保されず、配当さえしなければあるいは配当しても資本金と法定積立金を害しなければ、不正確な財産目録を

作成・報告しても何ら問題にされなかった。この 点は、違法配当に関する判例を見ても明らかで ある。

このように、一連の会社会計規制においては、 株主・債権者の保護を目的として、監査役制度や 違法配当規制が実施されたが、監査役制度におい ては監査役の資格要件および株主総会報告の焦点 などに問題が見られた。また、違法配当規制は配 当の実施と財産の保全を前提とした規制であった ため、配当を実施しないあるいは実施しても資本 金と法定積立金を害しない決算書の不正には十分 な抑止効果をもたなかった。

遠法配当訴訟における計算のルールの議論は, 「活動成果の真実・正確な測定」という観点ではなく, 債権者保護のための「会社財産の保全」の 観点から展開され, 資本(資本金と法定積立金の合 計)が配当の形で分配されるのを防ぐことに重点 がおかれた。

従って、虚偽の財産目録に基づく配当を違法とする規定は、債権者保護の観点からは重要な意味を有するが、株主に活動成果を測定・報告するという点からは有効な手段たりえなかったとものと見られる。 [未完]

[注記]

- (1) Caron, F., Histoire Economique de la France, XX-XX siecles, 1981. 原輝史監訳 「フランス現代経済史」早稲田大学出版部 1983年 p. 64., Mikol, A., The history of financial reporting in france, Walton, P., European Financial Reporting A History, 1995 p. 96. 参照。
- (2) Mikol, A, op. cit., p. 97.
- (3) Caron, F, op. cit. 原輝史監訳 前掲費 p. 65., 大隅健一郎著「新版株式会社法変遷論」 有斐閣 1987年 p. 51,安藤英義著「商法会計制度論」国元 掛房 1985年 p. 116参照。
- (4) Caron, F. op. cit. 原輝史監訳 前掲費 p. 65.
- (5) Caron, F. op. cit, 原輝史監訳 前掲掛 p. 80.
- (6) 各鉄道会社のデータは1883年発行の会社年鑑
 (Courtois A., Manuel des Fonds Publics et des Sociétés par actions, Granier Frères Li-

braires-Éditeurs, 1883) より抽出した。

- (7) 大隅健一郎著 前掲書 pp. 52-53。
- (8) 大隅健一郎著 前掲書 p. 53。
- (9) これらの点については、野村健太郎著「フランス企業会計」中央経済社 1991年 pp. 3-4, 岸悦三著「会計生成史」同文館 1975年 pp. 350-352, 中村宜一朗著「近代フランス会計学」中央経済社 1969年 pp. 15-17, 安藤英義著前掲書 pp. 21-24, 森川八洲男著『フランス会計発達史論』 白桃 書房 1978年 pp. 41-49, Culmann, H., Le Plan Comptable révisé de 1979, PUF 1980 pp. 18-23., Mikol, A, op. cit., p, 98. 参照。
- (10) Mikol, A, op. cit., p. 98.
- (11) 大隅健一郎著 前掲書 p. 50.
- (12) Vernerey, M., Le Droit et la Comptabilité depuis 1807, Thèse (Université de Paris) 1964, p. 32.
- (13) Vernerey, M., op. cit., pp. 34-35.
- (14) いずれもフランス国立古文書館 (Archives Nationales) 所蔵の資料を筆者が調査したものである。
- (15) 例えば、Mirès, le comptes Siméon 事件に おけるデュバン検事総長の見解(Jurisprudence générale, Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine, 1862 I, pp, 303-320.), 1870年 4 月16日パリ裁判 所判決(Jurisprudence générale, 1879 II. pp. 121-129)などを参照。
- (16) Mikol, A, op. cit., p. 100. および Vernerey, M., op. cit., p. 37.
- (17) この点については次節の違法配当訴訟の分析 で明らかにする。
- (18) 1867年6月6日の議会における Marie 女史, Bethmon 氏および Picard 氏と報告官 Mathieu 氏, 商務大臣との間の議論を参照 (Gazette du Palais Année 1867, p. 223)。
- (19) Vernerey, M., op, cit., p. 38.